

東日本大震災復興特別委員会

東日本大震災復興特別調査室

I 所管事項の動向

1 東日本大震災の概要

平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分、東日本大震災¹をもたらした、三陸沖を震源地とする「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」が発生した。

地震の規模は、モーメントマグニチュード 9.0 という我が国の観測史上最大であり、世界でも 1900 年以降 4 番目の巨大地震であった。震源域は岩手県沖から茨城県沖までに及び、長さ約 450 km、幅約 200 km の断層が 3 分程度にわたり破壊されたものと考えられている。そのため、広範囲に揺れが観測され、また大津波が発生し（岩手県大船渡市の綾里湾で 40.1m の遡上高を観測）、被害は広域にわたった。

また、東日本大震災は、激しい地震の揺れと巨大な津波に加え、東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質の放出、拡散という、複合的かつ広域な未曾有の大災害となった。

	東日本大震災	(参考)阪神・淡路大震災
発生日時	平成23年3月11日14:46	平成7年1月17日5:46
マグニチュード	9.0	7.3
地震型	海溝型	内陸型
被災地	農林水産地域中心	都市部中心
震度6弱以上県数	8県(宮城、福島、茨城、栃木、岩手、群馬、埼玉、千葉) 震度7:宮城県北部、 震度6強:宮城県南部・中部、福島県中通り・浜通り、 茨城県北部・南部、栃木県北部南部	1県(兵庫)
津波	各地で大津波を観測 (最大波 相馬9.3m以上、宮古8.5m以上、石巻市鮎川8.6m以上)	数十cmの津波の報告あり、 被害なし
被害の特徴	大津波により、沿岸部で甚大な被害、多数の地区が壊滅。	建築物の倒壊。長田区を中心に大規模 火災が発生。
死者 行方不明者	死者 19,765名(震災関連死を含む) (岩手:5,145名、宮城:10,570名、福島3,935名) 行方不明者 2,553名(岩手:1,110名、宮城:1,215名、福島:224名)	死者 6,434名 行方不明者 3名
住家被害(全壊)	122,039棟(岩手:19,508棟、宮城:83,005棟、福島:15,469棟)	104,906棟
災害救助法の適用	241市区町村 (青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、東京、長野、新潟の10都県)	25市町 (大阪、兵庫の2府県)
複合災害	東京電力福島第一原子力発電所の事故。 避難指示区域の面積1,150km ² (平成25年8月(最大))、避難者数47万人(発災当初)	—

令和4年版「防災白書」及び緊急災害対策本部とりまとめ報(令和5年3月9日)を基に作成

(出所)復興庁資料

2 復興の基本方針の策定及び復興庁設置法等の一部を改正する法律の成立

平成 23 年 7 月、政府は「東日本大震災からの復興の基本方針」を策定し、復興期間を 10 年間とし、復興需要が高まる当初の 5 年間（平成 23 年度～平成 27 年度）を「集中復興

¹ 東北地方太平洋沖地震による災害及びこれに伴う原子力発電所事故による災害は、平成 23 年 4 月 1 日の閣議了解により「東日本大震災」と呼称することとされた。

期間」と位置付け、各種施策を講じてきた。復興の司令塔として、平成 24 年 2 月、内閣に令和 3 年 3 月末までの時限組織として復興庁が設置された。平成 28 年 3 月には、同基本方針を見直し、「『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針」を閣議決定し、「復興・創生期間」と位置付けられた平成 28 年度以降の 5 年間（平成 28 年度～令和 2 年度）では、地方創生のモデルとなるような復興の実現を目指し、各事項に重点的に取り組んできた。

政府は令和 3 年 3 月末までの復興・創生期間の満了が近づく中、令和元年 12 月、「『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針」を閣議決定し、復興・創生期間後の各分野における取組、復興を支える仕組み・組織・財源についての方針を示した。令和元年の基本方針を踏まえ、政府は「復興庁設置法等の一部を改正する法律案」を第 201 回国会に提出し、同法律案は令和 2 年 6 月に成立、公布された。これにより復興庁の設置期間は令和 13 年 3 月 31 日まで 10 年間延長されることとなった。

法改正を踏まえ、令和 2 年 7 月、政府は「令和 3 年度以降の復興の取組について」を決定し、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間で新たな復興期間として「第 2 期復興・創生期間」と位置付けた。事業規模については、これまでの 10 年間で 31.3 兆円程度、第 2 期復興・創生期間で 1.6 兆円程度が見込まれるとし、合わせて平成 23 年度から令和 7 年度までの 15 年間で合計 32.9 兆円程度と見込まれるとした。一方、財源については、実績を踏まえると 32.9 兆円程度となり、事業規模と見合うとされた。

なお、第 201 回国会に成立した改正法において、東日本大震災からの復興の状況等を勘案し、令和 8 年度から復興庁設置法第 21 条の規定により復興庁が廃止されるまでの間において東日本大震災復興基本法第 2 条に定める基本理念に基づき実施する施策のための財源の確保の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされている²。

3 「『第 2 期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」の策定

第 1 期復興・創生期間の満了を迎える令和 3 年 3 月、政府は令和元年の基本方針の見直しを行い、「『第 2 期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」（以下「新基本方針」という。）を閣議決定した。

地震・津波被災地域では、第 2 期復興・創生期間において、国と被災地方公共団体が協力して被災者支援を始めとする残された事業に全力を挙げて取り組むことにより、復興事業がその役割を全うすることを目指すとしている。また、原子力災害被災地域では、福島復興・再生には中長期的な対応が必要であり、第 2 期復興・創生期間以降も引き続き国が前面に立って取り組むこととし、当面 10 年間、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応しつつ、本格的な復興・再生に向けた取組を行うとしている。

なお、新基本方針は、「本基本方針については、復興施策の進捗状況、原子力災害被災

² 「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 117 号）附則第 17 条

地域からの復興の状況を踏まえ、3年後を目途に必要な見直しを行う」とするほか、復興庁の組織の在り方についても「第2期復興・創生期間の復興事業の更なる進捗状況を踏まえ、5年目に当たる令和7年度に組織の在り方について検討を行い、必要な措置を講じる」としている。

4 復旧・復興の現状

地震・津波被災地域では、住まいの再建やインフラ整備が進み、復興は総仕上げの段階を迎えた。また、福島における原子力災害被災地域でも、帰還困難区域の一部で住民の帰還が実現するなど、復興・再生に向けた動きが本格的に始まっている。

その一方で、復興の進展に伴い、引き続き対応が必要となる事業や新たな課題が明らかになっており、政府は今後も残された課題に取り組むとしている。

(1) 被災者支援

発災から12年7か月という時間の経過により、被災者や被災地の置かれた状況が多様化する中、今後も引き続き、きめ細かい対応をしていく必要がある。そのため、政府は避難生活の長期化に伴う見守り、心身のケア、住宅や生活の再建に向けた相談支援、生きがいづくりへの支援、災害公営住宅等でのコミュニティ形成など、生活再建のステージに応じた切れ目のない支援を行っている。

(2) 住宅再建・復興まちづくり

住宅再建については、令和2年12月末時点で災害公営住宅（調整中及び帰還者向けを除く。）や住宅用宅地の整備が完了した。

また、交通・物流網の整備も進み、復興道路・復興支援道路については、令和3年12月に約570kmが全線開通した。鉄道についても、令和2年3月にJR常磐線が全線開通したことにより、被災した鉄道は全て復旧した³。

一方で、土地区画整理事業により生じた空き区画や防災集団移転促進事業の移転元地等の活用に課題があり、政府は被災自治体の取組を支援している。

(3) 産業・生業

被災3県の製造品出荷額等はおおむね震災前の水準まで回復しているが、地域・業種間で回復状況に差がある。農林水産業については、津波被災農地、漁港施設等のインフラ復旧はおおむね完了する一方で、中核産業である水産加工業の売上げは回復が遅れており、政府は販路の回復、開拓、加工原料の転換等の取組を引き続き支援している。

³ BRT（Bus Rapid Transit バス高速輸送システム）による復旧を含む。

		震災前又は最大値	現 状
被災者	避難者数	47万人 (発災当初)	3.0万人 【令和5年8月】
	応急仮設住宅の入居者数	31.6万人 【平成24年4月(最大)】	0.1万人 【令和5年9月】
インフラ・住まい	復興道路・復興支援道路 (青森、岩手、宮城、福島)	570km (計画)	570km (100%) 【令和3年12月】
	災害公営住宅 (青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉、新潟、長野) ※調整中及び帰還者向けを除く	29,654戸 (計画戸数)	29,654戸 (100%) 【令和2年12月】
	高台移転による宅地造成 (岩手、宮城、福島)	18,226戸 (計画戸数)	18,226戸 (100%) 【令和2年12月】
産業・生業	製造品出荷額等 (岩手、宮城、福島)	10兆7,637億円 【平成22年】	11兆6,193億円 【令和2年】
	営農再開可能な農地面積 (青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉)	19,660ha (津波被災農地面積)	18,640ha (95%) 【令和4年9月】

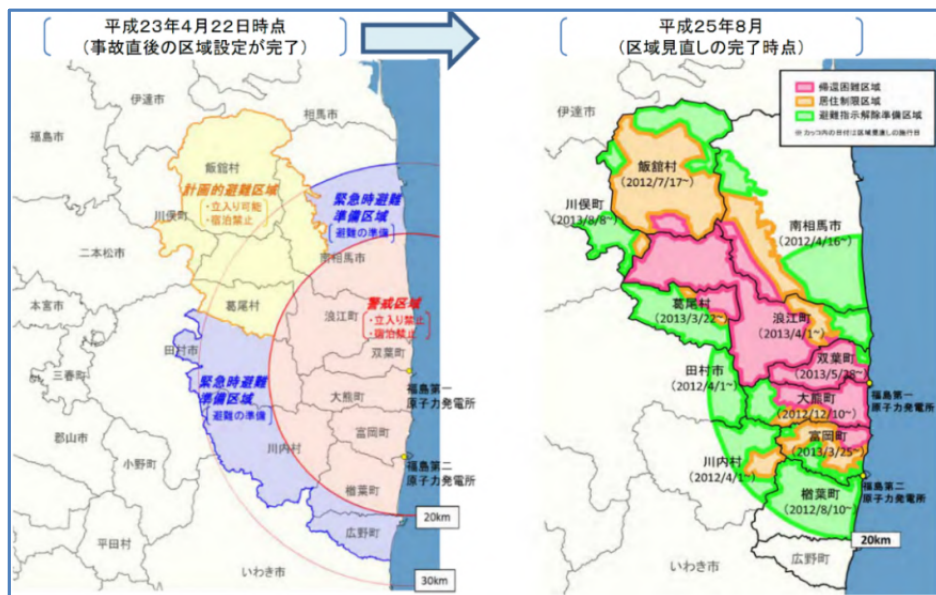
復興庁資料を基に当室作成

5 福島の復興・再生

(1) 福島第一原発事故に伴う避難指示区域の状況

ア 避難指示の解除状況

福島第一原発事故を受け、設定された「警戒区域」及び「計画的避難区域」は、平成24年4月以降、順次警戒区域が解除されるとともに、放射線量の水準に応じ、平成25年8月までに「帰還困難区域」、「居住制限区域」及び「避難指示解除準備区域」に再編が完了した⁴。



(出所) 復興庁資料

⁴ 避難指示区域のうち、平成24年3月時点での空間線量率から推定された年間積算線量が50mSvを超える地域を「帰還困難区域」、20mSvを超えるおそれがあると確認された地域を「居住制限区域」、20mSv以下となることが確実であると確認された地域を「避難指示解除準備区域」とした。

再編された避難指示区域では、避難指示解除が進められ、令和2年3月、全町避難が続く双葉町の避難指示解除準備区域の避難指示が解除されたことにより、帰還困難区域を除き全ての避難指示が解除された。

イ 帰還困難区域の復興・再生

(7) 特定復興再生拠点区域の復興・再生

現在も南相馬市、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村の7市町村に帰還困難区域が残されている。

政府は、帰還困難区域については、たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意の下、放射線量をはじめ多くの課題があることも踏まえ、可能なところから着実かつ段階的に、政府一丸となって、帰還困難区域の一日も早い復興を目指して取り組んでいくこととしている⁵。

こうした方針等を踏まえ、平成29年5月、「福島復興再生特別措置法」（平成24年法律第25号）の改正により、将来にわたって居住を制限するとされてきた帰還困難区域内に、避難指示を解除し、居住を可能とする「特定復興再生拠点区域」（以下「拠点区域」という。）を整備する制度を創設した。帰還困難区域を有する7市町村のうち、南相馬市を除く6町村で拠点区域が設定され、避難指示解除に向け、インフラ復旧や除染・家屋解体等が一体的に進められてきた。

令和4年6月には、葛尾村、大熊町の拠点区域の避難指示が解除され、拠点区域での居住が可能となった。8月には全町避難が続いていた双葉町の拠点区域の避難指示が解除され、居住人口ゼロの自治体は無くなった。また、令和5年3月に浪江町、4月に富岡町、5月に飯館村の拠点区域の避難指示が解除され、帰還困難区域内の全ての拠点区域において居住が可能となった。

(イ) 特定復興再生拠点区域外の復興・再生

一方、新基本方針では、「特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域（以下「拠点区域外」という。）については、避難指示解除の具体的な方針を示せていない状況にあり、早急に方針を示す必要がある。個別に各地方公共団体の課題、要望等を丁寧に向いながら、避難指示解除に向けた方針の検討を加速化させ、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む。」とされ、拠点区域外の方針が待たれていた。

令和3年8月、政府は「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」を決定し、拠点区域外について、2020年代をかけて帰還意向のある住民

避難地域12市町村の居住状況（令和5年5月末時点）

解除時期	区分	市町村	居住率
—	—	広野町	90.7%
平成26年	全域解除	田村市（都路地区）	86.1%
平成27年	全域解除	楡葉町	65.9%
平成28年	一部解除	葛尾村	36.1%
令和4年	一部解除（拠点）		
平成28年	全域解除	川内村	83.2%
	一部解除	南相馬市（小高区等）	62.0%
平成29年	全域解除	川俣町（山木屋地区）	49.8%
平成29年	一部解除	浪江町	13.4%
令和5年	一部解除（拠点）		
平成29年	一部解除	飯館村	32.0%
令和5年	一部解除（拠点）		
平成29年	一部解除	富岡町	19.0%
令和5年	一部解除（拠点）		
平成31年	一部解除	大熊町	5.5%
令和4年	一部解除（拠点）		
令和2年	一部解除	双葉町	1.3%
令和4年	一部解除（拠点）		

※居住率は市町村のHP等の数値を基に計算しています。

（出所）福島県資料

⁵ 「帰還困難区域の取扱いに関する考え方」（平成28年8月31日 原子力災害対策本部・復興推進会議）

が帰還できるよう、避難指示解除の取組を進める方針を示した。

帰還困難区域【総面積約 337 km²】

特定復興再生拠点区域【約 28 km² (8.3%)】

- 除染、家屋等の解体を実施中。除染の進捗は9割を超えており、概ね除染済み（令和5年1月末）、解体の進捗は8割を超えている（令和5年1月末）
- ⇒令和4年6月に葛尾村、大熊町、8月に双葉町、令和5年3月に浪江町、4月に富岡町、5月に飯館村で避難指示解除。

特定復興再生拠点区域外【約 309 km² (91.7%)】

- 住民の意向確認を踏まえて必要な箇所を除染し、2020年代をかけて希望者が帰還できるよう取組を進める旨、政府方針を決定（令和3年8月）
- ⇒政府は拠点区域外に「特定帰還居住区域」の設定を可能とする福島復興再生特別措置法案を第211回国会に提出



（出所）環境省資料

拠点区域外の政府方針を受けて、内閣府は拠点区域外を有する自治体と共同で、令和4年8月～令和5年1月にかけて第1期の帰還意向確認調査を大熊町、双葉町、浪江町及び富岡町で実施した。4町の拠点区域外の約2,000世帯のうち3割弱が帰還の意向を示した⁶。

特定復興再生拠点区域外：帰還意向確認調査結果

	大熊町※	双葉町※	浪江町※	富岡町※
世帯数（世帯）	597	411	757	240
返送世帯数	340（57%）	212（52%）	429（57%）	168（70%）
帰還意向あり	143（24%）	93（23%）	229（30%）	85（35%）
帰還希望なし	120（20%）	44（11%）	118（16%）	40（17%）
保留	77（13%）	75（18%）	82（11%）	43（18%）

※調査実施期間：大熊町（8月19日～9月15日）／双葉町（8月26日～9月20日）
浪江町（11月30日～1月15日）／富岡町（12月23日～1月31日）

（出所）経済産業省資料

さらに政府は、令和6年度から始まる拠点区域外の本格除染に向けて、大熊町及び双葉町の一部の地域で先行的に除染に着手するため、令和5年度予算に60億円を計上した。以上の経緯等を踏まえ、政府は、令和5年2月7日、市町村長が帰還困難区域内の拠点区域外において、避難指示解除による住民の帰還及び当該住民の帰還後の生活の再建を目指す「特定帰還居住区域」を設定できる制度を創設する「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案」を国会に提出し、同法律案は6月2日に成立した。

岸田内閣総理大臣は、9月29日、大熊町及び双葉町から同法に基づき申請された「特定帰還居住区域復興再生計画」について、関係行政機関の長への同意を得て、初めて認定を行

⁶ 報道によると、残る南相馬市、葛尾村及び飯館村の対象世帯は計約15世帯で、政府と各自治体が今後意向を確認するという（『共同通信』令和5年4月4日）。

った。今後、認定した計画に基づき、除染・家屋解体や道路・上下水道等のインフラ復旧等を一体的に進め、特定帰還居住区域における避難指示解除に向けた取組を推進していく。

＜福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律＞（令和5年6月9日公布・施行）

改正法の概要

「特定帰還居住区域」の創設

○市町村長が、**拠点区域外において**、避難指示解除による**住民の帰還**及び当該住民の帰還後の**生活の再建**を目指す「**特定帰還居住区域**」を設定できる**制度を創設**

（区域のイメージ）

帰還住民の**日常生活に必要な宅地、道路、集会所、墓地等を含む範囲**で設定（要件は以下のとおり）

- ①放射線量が一定基準以下に低減できること
- ②一体的な日常生活圏を構成していた、かつ、事故前の住居で生活の再建を図ることができること
- ③計画的かつ効率的な公共施設等の整備ができること
- ④拠点区域と一体的に復興再生できること

○**市町村長**が特定帰還居住区域の設定範囲、公共施設の整備等の事項を含む「**特定帰還居住区域復興再生計画**」を作成し、**内閣総理大臣が認定**

○認定を受けた計画に基づき、以下の**国による特例措置**等を適用

（1）**除染等の実施（国費負担）** （2）**道路等のインフラ整備の代行**

避難指示解除の取組を着実に進めていき、拠点区域外の帰還困難区域において、**帰還意向のある住民の帰還の実現・居住人口の回復を通じた自治体全体の復興を後押し**

（出所）復興庁資料

（2）放射性物質による環境汚染への対処

ア 除染

福島第一原発事故により環境中に放出された放射性物質を取り除くために行われた除染は、帰還困難区域を除き、平成30年3月までに8県100市町村の全てで完了した。

また、平成29年12月から帰還困難区域の特定復興再生拠点区域において除染が開始された。工事全体の進捗は9割を超え、おおむね実施済みとなっている（令和5年5月時点）。

イ 中間貯蔵施設の整備

福島県内の除染に伴い発生した放射性物質を含む大量の土壌や廃棄物等を最終処分するまでの間、安全かつ集中的に管理・保管するための中間貯蔵施設の整備が、福島第一原発を取り囲む形で大熊町と双葉町で行われている。

中間貯蔵施設の施設整備に必要な用地取得も進められており、施設用地の全体面積約1,600haのうち、令和5年9月末までに地権者と契約済みの面積は約8割となっている。

環境省は、帰還困難区域を除く福島県内の除去土壌等について、令和3年度末までにおおむね中間貯蔵施設への搬入を完了するとの目標をおおむね達成した。現在、特定復興再生拠点区域等で発生した除去土壌等の搬入を進めている。

中間貯蔵施設で保管された除去土壌等は、法律上⁷、中間貯蔵開始後30年以内（2045年3月）に福島県外で最終処分することとされている。政府は、県外での最終処分の実現に向けて、除去土壌等の減容技術の開発と活用等により、できる限り再生利用可能な量を増やして、最終処分量を減らすための取組を進めている。

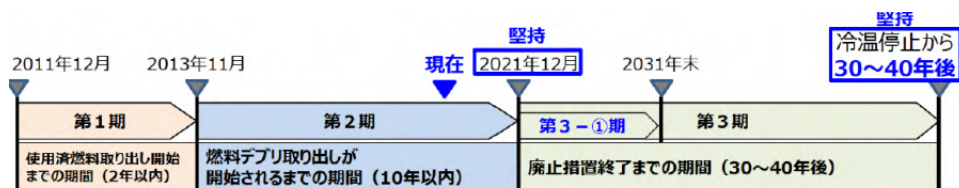
⁷ 「中間貯蔵・環境安全事業株式会社法」（平成15年法律第44号）

(3) 福島第一原発の廃炉・汚染水・処理水対策

ア 福島第一原発の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの改訂

福島第一原発の廃炉・汚染水・処理水対策は、「東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所廃止措置等に向けた中長期ロードマップ⁸」（令和元年12月27日 廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議決定。以下「中長期ロードマップ」という。）に基づき行われており、中長期ロードマップには廃炉に向けた中長期の取組を実施していく上での基本方針と主要な目標工程等が定められている。令和元年12月の5回目の改訂では、周辺地域で住民帰還と復興が徐々に進む中、「復興と廃炉の両立」を大原則として打ち出し、リスクの早期低減、安全確保を最優先に進めるとし、廃止措置終了までの期間「30～40年後」は堅持するとした。燃料デブリの取り出し開始時期は、令和3年以内に2号機から着手することとし⁹、使用済燃料プールからの燃料取り出しは、1号機で4～5年、2号機で1～3年後ろ倒しし、令和13年内までに1～6号機全てで取り出し完了を目指すこととした。汚染水対策としては、1日当たりの汚染水発生量について、令和2年以内に150 m³まで低減させる現行目標を堅持し、加えて、令和7年以内に100 m³まで低減させる新たな目標を設定した¹⁰。

目標工程（マイルストーン）



主な目標工程		現行	改訂案
汚染水対策	汚染水発生量を150 m ³ /日程度に抑制	2020年内	2020年内
	汚染水発生量を100 m ³ /日以下に抑制	-	2025年内 新設
滞留水処理	建屋内滞留水処理完了※	2020年内	2020年内(※)
	原子炉建屋滞留水を2020年末の半分程度に低減	-	2022年度～ 2024年度 新設
燃料取り出し	1～6号機燃料取り出しの完了	-	2031年内 新設
	1号機大型カバーの設置完了	-	2023年度頃 新設
	1号機燃料取り出しの開始	2023年度目処	2027年度～ 2028年度 見直し
	2号機燃料取り出しの開始	2023年度目処	2024年度～ 2026年度 見直し
燃料デブリ取り出し	初号機の燃料デブリ取り出しの開始	2021年内	2021年内
	(2号機から着手。段階的に取り出し規模を拡大)	-	-
廃棄物対策	処理・処分の方策とその安全性に関する技術的な見直し	2021年度頃	2021年度頃
	ガレキ等の屋外一時保管解消	-	2028年度内 新設

※1～3号機原子炉建屋、プロセス主建屋、高温焼却建屋を除く。

(出所) 経済産業省資料

⁸ 本ロードマップは「東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（平成23年12月21日 原子力災害対策本部政府・東京電力中長期対策会議決定）を継続的に見直しているものである。

⁹ その後、燃料デブリの取り出し開始時期は、新型コロナウイルス感染症の影響や取り出しに使うロボットアームの改良の必要等により遅れが生じており、令和5年度後半を目指すとしている。

¹⁰ これまで取り組んできた重層的な汚染水対策が効果を発揮し、汚染水発生量は大幅に低減したため（降雨量が平年より少ないこともあり、令和4年度は約90 m³/日と対策実施前の1/6程度）、令和4年12月、汚染水処理対策委員会は、更に令和10年度までに約50～70 m³/日に抑制することを目指し、建屋周辺の舗装の8割完了や局所的な建屋止水等を実施することを公表した。

イ 東京電力福島第一原発のALPS処理水の海洋放出開始

令和5年8月24日、東京電力は福島第一原発から発生するALPS処理水の海洋への放出を開始した。

ALPS処理水等のタンクによる保管量は8月24日時点で約134万5千t、1,000基以上設置されたタンクの容量の約98%に達しており、東京電力の試算では令和6年2月～6月に満杯になるとされていた。

ALPS処理水の海洋放出は、令和3年4月に政府の廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議が処分方法を海洋放出と決定し、令和5年8月22日に岸田内閣総理大臣が全漁連幹部との面会等を踏まえ、8月24日の海洋放出の開始を表明していた。

我が国のALPS処理水の海洋放出計画については、令和5年7月4日に岸田総理がIAEAのグロシー事務局長から受領したALPS処理水の安全性に対する評価を含む包括報告書において、「国際的な安全基準に合致している」とされ、計画通りの段階的な放出であれば、人や環境への放射線の影響は「無視できるほどごくわずかである」と評価されていた。

東京電力は、福島第一原発構内のタンクに保管されているALPS処理水を海水と混ぜ合わせ、トリチウム濃度を国の法令基準の40分の1に当たる1,500Bq/l未満まで希釈し、海底トンネルを使って沖合1kmの地点に放出する。放水口付近（発電所から3km以内10地点）で700Bq/l、放水口付近の外側（発電所正面の10km四方内4地点）で30Bq/lを超えた場合、海洋放出を停止する。

本年度中に約3万1,200tのALPS処理水を4回に分けて放出する予定で、初回に予定されていた約7,800tの放出が9月11日に完了した。2回目の海洋放出が10月5日から開始され、今回も前回同様約7,800tを放出する予定である。本年度に放出されるトリチウム総量は5兆Bqの見込みで、年間のトリチウム放出総量の上限として設定された22兆Bqを下回る予定である。今後、放出期間は30年程度と見込まれている。

ALPS処理水に含まれる放射性物質については、東京電力等が分析を行っているが、海域モニタリングについては、政府や福島県もデータを収集、公表し、国内外に安全性をアピールしていく。放出開始前から海域モニタリングを実施しているが、放出開始後も大きな変化がないことが確認されている。8月24日のALPS処理水の海洋放出開始以降、東京電力において最も放出口に近い1地点で採取した海水のトリチウム濃度が8月31日に10Bq/l、10月7日に9.4Bq/l、同月9日に11Bq/lとなったほかは、全て検出下限値を下回った（令和5年10月11日時点）。

ウ ALPS処理水の海洋放出に伴う国際社会の反応

東京電力福島第一原発事故に伴う日本産食品の輸入規制については、科学的知見に基づき規制を撤廃することが適当であると判断し、令和5年8月3日にEU、ノルウェー、アイスランド、同月15日にスイス、リヒテンシュタインが輸入規制を撤廃した。その結果、日本産食品に輸入規制措置を講じた55か国・地域のうち、48か国・地域で輸入規制が撤廃されることとなった。

東京電力福島第一原発事故を受けた諸外国・地域の輸入規制(現状) 2023年8月現在

カテゴリー	アジア大洋州	北米	中南米	欧州	中東	アフリカ	計	
輸入停止を含む規制	韓国 中国 台湾 香港 マカオ						5か国・地域	
	5か国・地域							
限定規制(条件付きで輸出可)(注1)	仏領ポリネシア			ロシア			2か国・地域	
	1地域			1か国				
規制撤廃	ミャンマー(2011.6) ニュージーランド(2012.7) マレーシア(2013.3) ベトナム(2013.9) 豪州(2014.1) タイ(2015.5)(注3) インド(2016.2) ネパール(2016.8) パキスタン(2017.10) ニューカレドニア(2018.8) ブルネイ(2019.10) フィリピン(2020.1) シンガポール(2021.5) インドネシア(2022.7)	カナダ(2011.6) 米国(2021.9)	チリ(2011.9) メキシコ(2012.1) ペルー(2012.4) コロンビア(2012.8) エクアドル(2013.4) ポリビア(2015.11) アルゼンチン(2017.12) ブラジル(2018.8)	セルビア(2011.7) ウクライナ(2017.4) 英国(2022.6) EU(2023.8) アイスランド(2023.8) ノルウェー(2023.8) スイス(2023.8) リヒテンシュタイン(2023.8)	イラク(2014.1) クウェート(2016.5) イラン(2016.12) カタール(2017.4) サウジアラビア(2017.11) トルコ(2018.2) オマーン(2018.12) バーレーン(2019.3) UAE(2020.12)(注3) レバノン(2020.12) イスラエル(2021.1)	ギニア(2012.6) モーリシャス(2016.12) コンゴ(民)(2019.6) モロッコ(2020.9) エジプト(2020.11)		48か国・地域
	14か国・地域		2か国	8か国	8か国・地域	11か国	5か国	

7か国・地域

(注1) 輸入停止を含まないが証明書要求等の措置を講じている国・地域を「限定規制」と分類している。なお、各カテゴリーの中でも規制の内容や対象地域・品目は国・地域ごとに異なる。
 (注2) タイ及びUAE政府は、検査等の理由により輸出不可能な野生鳥獣肉を除き撤廃。
 (注3) 下線を引いている国・地域は、震災後に一定の規制緩和が実現したことがある国・地域。
 (参考) 各国の輸入規制の国際法上の根拠
 WTOの衛生植物検疫措置の適用に関する協定(SPS協定)上、各加盟国は、科学的な原則に基づき、人の生命又は健康等を保護するために必要な措置をとることができる。国際的な基準等に基づいて措置を取るのが原則とされているが、科学的に正当な理由がある場合等には、国際的な基準より厳しい措置を取ることとも可能とされている。

(出所) 外務省資料

一方、中国、香港、マカオは、ALPS処理水の海洋放出に伴い日本産食品への輸入規制を強化した。日本からの水産物輸出は令和4年実績で3,873億円に上り、このうち中国、香港、マカオ向けの合計が1,647億円と約4割を占める。国・地域別の輸出額は、1位が中国(871億円)、2位が香港(755億円)となっている。財務省は、8月の貿易統計の確報を発表したが、日本から中国に輸出した加工品を除く魚介類の総額は、前年同月比75.7%減の21億8,014万円であった。中国が日本産水産物の輸入停止に踏み切った影響が出始めている。

【ALPS処理水の海洋放出に伴う輸入規制強化の現状】

<p>1 中国 8月24日以降、原産地が日本である水産物の輸入を全面的に暫定的に停止。</p> <p>2 香港 8月24日以降、10都県の以下の製品について輸入禁止。 ①水産物(生きている、冷凍、冷蔵、乾燥、またはその他の方法で保存されたすべての水産物)、 ②海塩、③海藻(加工品を含む) ※10都県: 福島、宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、長野、新潟</p> <p>3 マカオ 8月24日以降、10都県の以下の製品について輸入禁止。 ①生鮮食品、②動物性食品、③海塩、④海藻</p>
--

(出所) 経済産業省資料

エ 「水産業を守る」政策パッケージ

ALPS処理水の海洋放出以降の中国等の輸入規制強化等を踏まえ、令和5年9月4日、岸田総理は「『水産業を守る』政策パッケージ」を公表した。科学的根拠に基づかない措置の即時撤廃を求めていくとともに、全国の水産業支援に万全を期すべく、既に用意していた800億円の基金による支援や東京電力による賠償に加え、特定国・地域依存を分散するための緊急支援事業を創設する。具体的には、以下の5本柱の政策パッケージを策定し、早急に実行に移すとともに、必要に応じて機動的に予算の確保を行い、全国の水産業支援

に万全を期すこととしている。9月5日、政府は追加の支援策のために207億円の予備費の活用を閣議決定した。

「水産業を守る」政策パッケージ 総額1007億円【300億円基金、500億円基金、予備費207億円】 令和5年9月4日 農林水産省、経済産業省、 復興庁、外務省	
1. 国内消費拡大・生産持続対策 ①国内消費拡大に向けた国民運動の展開（ふるさと納税の活用等） ②産地段階における一時買取・保管や漁業者団体・加工/流通業者等による販路拡大等への支援（300億円基金の活用） ③国内生産持続対策（相談窓口の設置、漁業者・加工/流通業者等への資金繰り支援、出荷できない養殖水産物の出荷調整への支援、新たな魚種開拓等支援、燃油コスト削減取組支援）（300億円基金、500億円基金の活用等）等	2. 風評影響に対する内外での対応 ①一部の国・地域の科学的根拠に基づかない措置の即時撤廃の働きかけ ②国内外に向けた科学的根拠に基づく透明性の高い情報発信、誤情報・偽情報への対応強化 ③販売促進・消費拡大に向けた働きかけやイベント実施、観光需要創出、小売業界の取引継続に向けた環境整備等
3. 輸出先の転換対策 ①輸出減が顕著な品目（ほたて等）の一時買取・保管支援や海外も含めた新規の販路開拓を支援【予備費】 ②ビジネスマッチングや、飲食店フェアによる海外市場開拓、ブランディング支援【予備費】等	4. 国内加工体制の強化対策 ①既存の加工場のフル活用に向けた人材活用等の支援【予備費】 ②国内の加工能力強化に向けた、加工/流通業者が行う機器の導入等の支援【予備費】 ③輸出先国等が定めるHACCP等の要件に適合する施設や機器の整備や認定手続を支援（既存予算の活用）
5. 迅速かつ丁寧な賠償 一部の国・地域の措置を受け輸出に係る被害が生じた国内事業者には、東京電力が丁寧に賠償を実行 （注）今回の予備費による措置は、単年度事業として対応。	

（出所）経済産業省資料

（4）福島国際研究教育機構の設立

令和5年4月1日、福島県浪江町に福島国際研究教育機構（略称「F-R-E-I（エフレイイ）」）が設立され、初代理事長に前金沢大学学長の山崎光悦氏が就任した。

F-R-E-Iは、我が国の科学技術力・産業競争力の強化を牽引し、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指すとし、ロボットや放射線科学などの5分野で重点的に研究開発を進め、研究開発成果の産業化、これらを担う人材育成にも取り組むこととしている。

F-R-E-Iの施設については、令和5年度までに施設基本計画を取りまとめ、令和12年度までに順次、供用開始を目指すとしている。令和4年12月、政府の復興推進会議において、F-R-E-Iの令和5年度から11年度までの中期計画期間の事業規模として1,000億円程度を想定する¹¹とともに、F-R-E-Iの長期・安定的な運営に必要な施策の調整を進めるため、復興推進会議の下に「福島国際研究教育機構に関する関係閣僚会議」を設置することを決定した。

内容についての問合せ先
 東日本大震災復興特別調査室 本部首席調査員（内線68770）

¹¹ 政府は令和5年度予算に機構関連事業として146億円を計上している。